



徳島県がん対策推進条例（仮称）素案について県民の皆さんのご意見を募集します。

医療体制の整備や「がん予防」に関する普及啓発などの取り組みをさらに加速させ、総合的に展開するとともに、県民皆様の「がん」に対する認識を深め、「がん撲滅」への一層の意識の高揚を図るため、「徳島県がん対策推進条例（仮称）」の策定準備を進めております。

このたび、「条例素案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい条例にしたいと考えています。ぜひ、あなたの意見をお聞かせください。

1 ご意見の提出期限

平成21年12月25日（金）までに必着でお願いします。

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名、住所及び電話番号を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。（様式は自由です）

①郵送の場合 〒770-8570（住所記入不要）

徳島県保健福祉部医療健康総局健康増進課あて

②ファクシミリの場合 FAX：088-621-2841

徳島県保健福祉部医療健康総局健康増進課あて

③電子メールの場合

アドレス：kenkouzoushinka@pref.tokushima.lg.jp

3 お問い合わせ先

徳島県 保健福祉部 医療健康総局 健康増進課 地域保健担当

☎ 088-621-2220



Q1 「徳島県がん対策推進条例（仮称）」ってどんな条例？

本県では、昭和 56 年より死亡原因の第 1 位となっており、「がん対策」は、県民の生命及び健康にとって、極めて重要な課題であります。

このため、本県においては、「徳島県がん対策推進計画」を平成 20 年 3 月に策定し、医療体制の整備やがん予防に関する普及啓発など、各種取り組みを進めているところです。

こうした取り組みをさらに加速させ、総合的に展開するとともに、「がん対策」を県民の皆さんとともに推進するための条例です。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

「がん対策」を推進するために「条例」の中に規定することが必要と思われる事項や「条例素案」内容の修正案についての具体的なご意見、ご提案をお寄せください。



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、条例の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては条例に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。